

介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和4年度当初協議について

(別紙)

施設規模	補助者	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備	水害対策強化事業	耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業	
			既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(水害対策強化事業分)	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(耐震化分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(大規模修繕等分)	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の水害設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業
				補助率：定額	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4
			補助上限：9,710円/m ² (※1) 補助下限：なし	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設(ただし、非常用自家発電設備整備はなし)	補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円(ただし、燃料タンクを除く)	補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円(ただし、定員29人以下の地域密型・小規模施設等はなし)	補助上限：なし 補助下限：なし	補助上限：なし 補助下限：なし	補助上限：4,000円/m ² 補助下限：なし(ただし、面積は「居室」部分のみを対象とする)
定大員規模0 施人設以等上の	都道府県 (指定都市・中核市を含む)	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※2)	—	—	○(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	—	○(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○	○
		② 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	○	—	○	—	—	○	○	○	○
		③ 介護老人保健施設	—	—	○	—	—	○	○	○	○
		④ 介護医療院	—	—	○	—	—	○	○	○	○
		⑤ 施設型老人ホーム	—	—	○	—	—	○	○	○	○
		⑥ 有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	○	○
		⑦ 通所介護事業所(※3)	△(※4)	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	○	○
		⑨ 老人福祉センター(特A型・A型・B型)(※2)	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑩ 老人福祉施設付設作業所(※2)	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑪ 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)(※2)	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑫ 在宅複合型施設(※2)	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※2)	—	○(1,540万円)(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	○(1,540万円)(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	○(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○	○	○
		⑭ 小規模ケアハウス	○	○(1,540万円)	—	○(1,540万円)	—	○	○	○	○
地域密着型2 ・9 小人規模下施設等	市区町村 (指定都市・中核市を含む)	⑮ 都市型軽費老人ホーム	○	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	○
		⑯ 小規模介護老人保健施設	—	○(1,540万円)	—	○(1,540万円)	—	○	○	○	○
		⑰ 小規模介護医療院	—	○(1,540万円)	—	○(1,540万円)	—	○	○	○	○
		⑱ 小規模養護老人ホーム	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	○
		⑲ 小規模有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	○	○
		⑳ 地域密着型通所介護事業所(※3)	△(※5)	—	—	—	—	—	—	○	—
		㉑ 認知症対応型通所介護事業所	△(※5)	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	—
		㉒ ①以外の小規模老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	○	○
		㉓ 認知症高齢者グループホーム	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	○
		㉔ 小規模多機能型居宅介護事業所	○	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	○
		㉕ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	○
		㉖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	—
		㉗ 夜間対応型訪問介護ステーション	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		㉘ 介護予防拠点	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	—
		㉙ 地域包括支援センター	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	—
		㉚ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	○	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	○
		㉛ 緊急ショートステイ	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	—
		㉜ 施設内保育施設	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	—

*1 1,000m²未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設（スプリンクラー整備に伴うものに限る）、自動火災通報装置は108万円/施設（300m²未満）、火災報知設備は32.5万円が上限額/施設（500m²未満）がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着通所介護事業所は定員18人以下。

※4 宿泊を伴うもののうち、都道府県知事が特に必要認めた場合に限る。

*5 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特

スプリングラー設備等整備			耐震化整備		大規模修繕等		非常用自家発電設備整備		給水設備整備		ブロック崩等改修整備		介護施設等の換気設備の設置事業	
既存の小規模高齢者施設等のスプリングラー設備等整備事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（耐震化分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（大規模修繕等分）	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等の水害対策強化事業	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	
	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：なし	補助率：なし	補助率：80万円/施設	補助率：なし	補助率：なし	補助率：なし	補助率：なし	補助率：なし	補助率：なし	補助率：なし	補助率：定額	
	補助上限：9,710円/m ² （※1） 補助下限：なし	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助下限：なし	補助下限：総事業費80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）	補助下限：なし	補助下限：なし	補助下限：なし	補助下限：なし	補助下限：500万円 (ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等はなし)	補助下限：なし	補助下限：なし	補助上限：4,000円/m ²	
補助対象事業	○スプリングラー設備等の整備 (定員のうち介護3～5人の高齢者が半数以上を占める場合等、「道難が困難な要介護者を中心として入居させるもの」に該当することが今後予想される施設を想定)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	○耐震化整備 (耐震診断の結果等で御頃のおそれがあると市区町村が認めたもの)	○耐震化整備 (耐震診断の結果等で御頃のおそれがあると市区町村が認めたもの)	○耐震化整備 (耐震診断の結果等で御頃のおそれがあると市区町村が認めたもの)	○非常用自家発電設備整備 (燃料タンクを含む)	○耐震化整備 (耐震診断の結果等で御頃のおそれがあると市区町村が認めたもの)	○耐震化整備 (耐震診断の結果等で御頃のおそれがあると市区町村が認めたもの)	○給水設備整備 (地下水槽・地下水利用のための設備)	○ブロック崩等改修整備 (安全点検の結果、劣化、損傷や漏水等に問題があるプロック崩等の修理、ブロック崩等の安全点検の実施方法は「参考3 社会福能施設等のブロック崩等の安全点検について」を参照)	○感染リスクの高い高齢者のいる空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、ブロック崩等として有效的な換気を実現に行うことができる換気設備を設置するもの		
	第2の2のア、第3の2のア	第2の2のイ	第3の2のウ	第2の2のイ	第3の2のイ	第2の2のウ、第3の2のウ	第2の2のエ、第3の2のエ	第2の2のエ	第3の2のエ	第2の2のエ、第3の2のエ	第2の2のエ	第2の2のエ		
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）	5 (1)	5 (1)	5 (2)	5 (1)	5 (2)	5 (2)	5 (2)	5 (2)	5 (2)	5 (2)	5 (2)	5 (1)		
対象経費	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の整備（施設の整備と一緒に実現されるものであって、地方公務（支）用賃が必要とした整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事手数料（工事施工のため直接受ける事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信費、印刷製本費及び設計監修料等（北京用自家発電設備整備事業については事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な品目購入費（品目若しくは工事請負費、旅費を含む。）を含む。）をいい。その額は、工事費又は工事請負費の2、6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同様と認められる委託費、分担金及び当認可認められる購入費用を含む。													
留意事項	共通	<p>ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、同様も異なり分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。</p> <p>イ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めるここと。</p> <p>ウ 過去に当該補助以外の補助金の交付を受けた上で貸付し、又は借用した財産について、財産区分（取り壇し、施業用）を行ふ場合、「厚生労働省所管一般会計補助金による財産区分について」（平成20年1月17日老0417001号厚生労働省老健局通知）に基づき、手続きに迷路のないようご留意願いたい。</p> <p>エ 本事業については、原規・一事業所につき一回を限度として申請することができるようとする。</p> <p>オ 国庫の認定に当たって一括申請をされた場合、詳しくわざわざ認定の実績を記さぬもの例、以次に詳す。〔認定基準〕（平成2年1月1日法律第59号）第13条に定める国土強化地域化計画に記載のある事業は、「防災・減災等事業整備計画（別添1）」及び「整備計画（別添2）」の「国土強化地域化計画への記載」欄に「有」の記載をすること（ドロップダウンリストの選択）。 なお、国土強化等が未加算化対象事業（水道町内排水整備事業、給水設備整備事業、ブロック崩等改修整備事業）について、施設計画の承認がない自治体は、原規を守り行うこととする。</p>												
		<p>ア 西日本の大規模高齢者施設のスプリングラー設備等整備事業を実施するにあたり、中止時にによる復旧であることから、その施設の自動化について、自動化装置等の取扱い等について、各自の自動化装置等にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の所有面積で換算することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。</p> <p>イ 本支会金の他の事業による助成対象となる事業 ワ 本支会金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 光熱水費等、設備の設置後、移転に要するものを含む事業</p> <p>オ 施設の維持管理の義務を怠ったことに起因したものの不備又は工事施工の粗疏に起因したものの不備又は工事施工の粗疏による助成対象となる事業 カ その他、整備事業として適当と認められないもの カ 別添2-1 整備事業一覧表のうち、年度、月度開示とともに利用人登録簿（登録料金、税額）が2つ以上の治所を併有する施設（登録料金、税額）</p> <p>④認定対象の届け出書類等</p>												
各事業分		<p>ア 西日本の大規模高齢者施設のスプリングラー設備等整備事業を実施するにあたり、中止時にによる復旧であることから、その施設の自動化について、自動化装置等の取扱い等について、各自の自動化装置等にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の所有面積で換算することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。</p> <p>イ 本支会金の他の事業による助成対象となる事業 ワ 本支会金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 光熱水費等、設備の設置後、移転に要するものを含む事業</p> <p>イ 本支会金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの カ その他、整備事業として適当と認められないもの カ 別添2-1 整備事業一覧表のうち、年度、月度開示とともに利用人登録簿（登録料金、税額）が2つ以上の治所を併有する施設（登録料金、税額）</p> <p>④認定対象の届け出書類等</p>												
		<p>ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの イ 対象施設の各法令適用にあたる状況</p> <p>ワ 本支会金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 光熱水費等、設備の設置後、移転に要するものを含む事業</p> <p>ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの イ 対象施設の各法令適用にあたる状況</p> <p>ワ 本支会金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適當と認められないもの オ 光熱水費等、設備の設置後、移転に要するものを含む事業</p> <p>ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの イ 対象施設の各法令適用にあたる状況</</p>												